

静岡県職員定数条例及び静岡県職員倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第8号

静岡県職員定数条例及び静岡県職員倫理条例の一部を改正する条例

(静岡県職員定数条例の一部改正)

第1条 静岡県職員定数条例(昭和31年静岡県条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>5,662人</u>  (2)～(7) (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>ア イに掲げる職員以外の職員 5,592人</u> <u>イ 大学の職員 70人</u> (2)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員倫理条例の一部改正)

第2条 静岡県職員倫理条例(平成12年静岡県条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の倫理を監督する職員) 第7条 (略)	(職員の倫理を監督する職員) 第7条 (略)
(企業職員等に関する特例) 第8条 (略)	<u>(教育公務員等に関する特例)</u> 第8条 この条例の規定は、教育公務員特例法 <u>(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員のうち大学の学長、教員及び部局長並びに大学の助手については、適用しない。</u>
(規則への委任) 第9条 (略)	(企業職員等に関する特例) 第9条 (略)
	(規則への委任) 第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。